

**学校法人茶屋四郎次郎記念学園  
東京福祉大学短期大学部  
評価結果**

平成 28 年 3 月 10 日

一般財団法人短期大学基準協会

## 東京福祉大学短期大学部の概要

設置者	学校法人 茶屋四郎次郎記念学園
理事長	水野 良治
学 長	中島 範
A L O	松本 岳志
開設年月日	平成 18 年 4 月 1 日
所在地	群馬県伊勢崎市山王町 2020-1

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
こども学科		50
	合計	50

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
こども学科		300
	合計	300

## 評価結果

東京福祉大学短期大学部は、平成 24 年度の評価において、「基準Ⅳリーダーシップとガバナンス」の一部に問題が認められたため、その改善を条件として付した上で適格と認定した。今回、この問題が改善され、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

### 1. 評価結果の事由

平成 24 年度の本協会の第三者評価において、当該短期大学は本協会が定める短期大学評価基準をおおむね満たしているものの、「基準Ⅳリーダーシップとガバナンス」の「テーマ A 理事長のリーダーシップ」及び「テーマ C ガバナンス」に問題が認められたため、その改善を条件として付した上で、改善状況の報告を求めることとした。

今回、平成 27 年 6 月 26 日付で当該短期大学から提出された改善報告書により、問題点が改善されていることを確認した。今後も当該短期大学が継続的に自己点検・評価を行い、教育の質保証と向上・充実に努めることを期待する。

### 2. 指摘事項とその改善状況

当該短期大学は、平成 24 年度第三者評価において、法人の管理運営において、元理事長がその運営に関与していたことから、今後は運営に関与しないことを担保する具体策を早急に策定するよう指摘した。その後、①監査室の設置、②自己点検・評価制度の確立、③事務職員の資質向上、④諸規則の整備、⑤その他の改善事項（「役員人事」、「コンプライアンス宣言」、「監事による監査」、「横領事件後の業務改善」）など、改善計画に基づいた改善努力を行ってきた。

その結果、元理事長を当該法人に関与させない管理運営体制が整備された。さらに、当該体制を堅持すべく、元理事長を当該法人及び設置校の管理運営や教育活動に一切関与させない体制を堅持していく旨を学内教職員に周知するとともに、ウェブサイトにも掲載し、学外に公表した。以上のことから、適切な組織体制を整備し、その運営に関する改善が図られたと判断した。今後は、一層学校法人の健全な経営の確保ができるよう、管理運営体制の整備の実行に努め、改善を図ることが望まれる。

**学校法人茶屋四郎次郎記念学園**  
**東京福祉大学短期大学部**  
**機関別評価結果**

平成 25 年 3 月 14 日  
一般財団法人短期大学基準協会

## 東京福祉大学短期大学部の概要

設置者	学校法人 茶屋四郎次郎記念学園
理事長	松原 眞志夫
学 長	中島 範
A L O	小林 保子
開設年月日	平成 18 年 4 月 1 日
所在地	群馬県伊勢崎市山王町 2020-1

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
こども学科		50
	合計	50

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
こども学科		800
	合計	800

## 機関別評価結果

東京福祉大学短期大学部は、本協会が定める短期大学評価基準をおおむね満たしていることから、平成 25 年 3 月 14 日付で適格と認める。

ただし、「基準Ⅳリーダーシップとガバナンス」の一部に問題が認められるため、その改善を条件として付すこととする。当該指摘事項については、平成 27 年 6 月 30 日までに改善状況の報告を求め、改めて判断を行う。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

平成 23 年 7 月 25 日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は第三者評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準をおおむね満たしていると判断した。ただし、「基準Ⅳリーダーシップとガバナンス」の「テーマ A 理事長のリーダーシップ」及び「C ガバナンス」に問題が認められた。

当該短期大学を設置する学校法人の管理運営において、複数の事件により退職した元理事長がその後も引き続き関与していた問題について、改善は認められるものの、今般策定された改善計画を着実に推し進め、元理事長がその運営に関与しないことを担保する組織体制を構築する必要がある。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

当該短期大学は、建学の精神を「理論的・科学的能力と実践的能力を統合した社会貢献」とし、この建学の精神の下、教育目的が定められ、さらに学科の教育目的、人材養成の目標を具体的に示し、保護者の相談にもものれる「こどもの専門家」の育成を目指している。学習成果は、建学の精神、当該短期大学の教育目的、学科の教育目的・人材養成の目標に基づき明確に示されている。

学科の学位授与の方針は、学習成果に対応し、卒業の要件、成績評価の基準、資格・免許取得の要件を明示している。教育課程は、学位授与の方針に対応し、分かりやすい授業科目を体系的に編成している。成績評価は GPA を活用し教育の質保証に向けて厳格に適用している。

アカデミックアドバイザーとゼミ担当教員、教務課、「学生相談室」、「保健相談室」等が連携しながら学習支援を行っており成果をあげている。

就職率は高く、就職・進学支援等の体制が整備され適切に機能している。

教員組織は短期大学設置基準で定める専任教員数を充足し、教育課程編成・実施の方針に基づき整備されており、専任教員の研究活動の成果は公開され FD 活動に関する規程を整備し、規程に基づき FD 活動を適切に行っている。

事務職員は、日常的に業務の見直しや事務処理の改善に努力し、就職率を向上させるために関係部署と連携している。教員の人事管理について就業規則のほか、「東京福

祉大学短期大学部教員任用規程」、「東京福祉大学短期大学部教員の任用等に関する内規」、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園テニヤ（終身雇用保証）取得に関する内規」等を整備し人事管理は適切に行われている。

校地面積、運動場面積、校舎面積、各種施設設備、図書館等、短期大学設置基準を満たし充実している。校舎の管理や防犯対策、情報システムの管理及び情報セキュリティについては体制が整備され適切に対応できている。

演習室や特別教室に映像音響機器、情報処理機器等を整備し、学内（教室、カフェテリア、ラウンジ等）で無線 LAN を使用してインターネットに接続できるよう整備している。

財的資源に関しては、学校法人全体では資金収支・消費収支共に収入超過で、財政は健全に移行しつつ存続を可能とする財政が維持できている。計画的に設置してきた併設大学の新学部が完成年度を迎え、入学者の確保によって学生数が増加し学生生徒等納付金収入が大幅に伸び財政は健全に推移し、財政的には安定化に進んでいる。

なお、評価の過程で、当該短期大学の入学等に関することについて学校教育法施行規則、学則及び教授会規程どおりに実施されていないという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は法令遵守の下、適切な運営に努め、当該短期大学の継続的な教育の質保証により一層取り組むことが求められる。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### （1）特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

##### [テーマ B 学生支援]

- 特に成績が不振な者に対しては、個別面談を通して、成績不振に陥った原因を振り返らせ、授業中の態度、予復習の状況、アルバイトの状況等を確認させ、生活態度、将来の展望等を考えさせ、学習へ意欲を向けるよう組織的に指導している。
- 就職率の向上に向け、多くの事務職員を配置し充実した支援体制を整備し、卒業生の多くが短期大学で学んだ知識と専門性を生かした分野に就職している。

## (2) 向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

#### [テーマ A 教育課程]

- 機関の異なる併設大学と短期大学の入学者受け入れの方針が同じである。教育目的や学科の学習成果に対応する入学者受け入れの方針を明確にし、短期大学独自の入学者受け入れの方針を設定するなど改善を検討されたい。
- 通信教育課程におけるシラバスは、必要な授業時間数（スクーリングの場合）、成績評価の方法・基準が不十分であるので、通学課程のシラバスと同様に、明確にする必要がある。
- 科目レベルの学習成果の具体性については、通学課程のシラバスでは、授業・科目ごとに獲得すべき知識、スキル、態度等を確認することができるが、通信教育課程の現行のシラバスでは、学習成果の具体性が不十分なため、改善が望まれる。

#### [テーマ B 学生支援]

- 短期大学の入試問題が機関の異なる併設大学と同じであり、また、機関の異なる短期大学と併設大学に対して同一願書で出願でき、両方の合否判定を行っていることについて検討することが望まれる。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

#### [テーマ A 人的資源]

- SD 活動に関する規程が整備できていないので、規程を整備し、SD 活動を適切に行う体制を整備し活動することが望まれる。

### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

#### [テーマ A 理事長のリーダーシップ]

- 訪問調査時に規程の確認を求めた際、第三者評価（認証評価）受審資料として提出された規程と異なったものが提示されるなど、規程が適切に管理されていないので改善が求められる。

## (3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

#### [テーマ B 学長のリーダーシップ]

- 評価の過程で、当該短期大学の入学等に関することについて学校教育法施行規則、

学則及び教授会規程どおりに実施されていないという問題が認められた。また、教授会の運営において、議事録の署名・捺印が規定どおり行われていないなど不適切な運営もみられた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに対処し、その運営の改善に努めていることを確認した。今後は法令遵守の下、教授会本来の機能を確認し、運営の向上・充実を図り、当該短期大学の継続的な教育の質保証に努められたい。

[テーマ A 理事長のリーダーシップ及びテーマ C ガバナンス]

- 当該短期大学を設置する学校法人の管理運営において、今般策定された改善計画を着実に推し進め、元理事長がその運営に関与しないことを担保するとともに、適切な組織体制の構築及びその運営が求められる。

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神は「理論的・科学的能力と実践的能力を統合した社会貢献」とし、この建学の精神の下、教育目的が定められ、さらに学科の教育目的、人材養成の目標が明確、具体的に示されている。また、ウェブサイトや短期大学案内等において表明され、学内刊行物にも明確に記載されている。学生に対しては学内行事において繰り返し共有されている。教職員に対しても研修会をはじめ創立記念式典や全体のミーティングでの訓話や学内広報誌等の学内配布物を通じて、共有と定期的確認が行われている。

建学の精神に基づき、学科の教育目的を「増大する保育ニーズに対応でき、こどもや家庭に関わる様々な問題を発見し解決できる能力とカウンセリングマインドをもった、質の高いこどもの専門家を養成し、現場で即戦力となる人材の養成をめざす」とし、学科の人材養成の目標として三つの具体的な能力の習得を目標として明確に掲げている。この教育目的を短期大学案内、短期大学ウェブサイト等を利用して表明し、また、新入生対象オリエンテーション等を通して学生に繰り返し説明を行い、学内外に表明している。

学習成果は、建学の精神、短期大学の教育目的、学科の教育目的・人材養成の目標に基づき明確に示している。また、資格・免許の取得率及び就職実績は短期大学ウェブサイト、短期大学案内のほか、各種進学情報誌に掲載して学内外に表明し、学習成果は教授会にて、確認され、年度末から年度はじめに定期的に点検されている。

自己点検・評価のための規程及び組織を整備しているが、平成18年度に開学して以来、今回が初めての自己点検・評価であり、短期大学の日常的な自己点検・評価活動の充実が望まれる。今後、継続的に自己点検・評価活動を行うとともにその成果を公表していくことが望まれる。

##### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

学科の学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格・免許取得の要件を明示しており、学則に規定されている。学内外に表明されており、毎年、定期的な確認を行っている。

教育課程は、学位授与の方針に対応し、分かりやすい授業科目を体系的に編成して

いる。成績評価は教育の質保証に向けて厳格に適用している。通学課程のシラバスは、必要な項目が明示され、教員の資格・業績を基にした教員配置となっており、教育課程の見直しを教授会において定期的に行っている。通信課程のシラバスにおいても、必要な項目や学習成果の具体性を明確にするよう改善が望まれる。

学生募集要項は、入学者受け入れの方針を明確に示し、多様な選抜を実施している。また、入学手続者に対し情報を適切に提供し、丁寧な指導している。

「履修モデル」は、各資格・免許を取得するために各学年で何を学び、何を身に付けなければならないか、分かりやすく記載されている。

就職支援室が、卒業後、就職先を訪問し上司及び卒業生と個別に面談し、勤務状況及び職業人としての能力等を聴取し、「御礼訪問報告書」に記録し活用している。

教員は、学位授与の方針とそれに対応した成績評価基準に基づき学習成果の評価を行い、学科全体で支援する体制を整えている。事務職員は、学習と生活の両面から支援に当たっている。教職員は、施設設備及び技術的資源を有効に活用し、図書館の専門事務職員は、学生の学習向上のために支援を行っており、利便性を向上させている。

学生への学習支援は、各部署が連携しながら展開している。さらに、併設大学との合同組織である「国際交流センター」が運営する海外研修も実施している。

学生の生活支援のための教職員の組織は体制が整備され、生活支援のための便宜が図られており、アカデミックアドバイザーや教務課のほか、「保健相談室」、「学生相談室」を設置し、学生の意見や要望の聴取に努めている。学内奨学金制度等も設けられている。また、障がい者への支援体制を整えて、学生の社会的活動に対して積極的に評価している。

就職支援体制が整備され行われている。就職率は高く、就職・進学支援等の体制が整備され適切に機能している。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

短期大学設置基準で定める専任教員数を充足している。学科の教育課程編成・実施の方針に基づき、専任教員と非常勤教員を配置し教員の採用、昇任は就業規則、選考規程等に基づいて適切に行われている。

専任教員の研究活動の成果は公開され FD 活動に関する規程を整備し、規程に基づき FD 活動を適切に行っている。

事務職員は、日常的に業務の見直しや事務処理の改善に努力し、関係部署と連携している。SD 活動に関する規程については整備ができていないので、規程を整備し、SD 活動を適切に行う体制を整備し活動することが望まれる。

教員の人事管理について就業規則のほか、「東京福祉大学短期大学部教員任用規程」、「東京福祉大学短期大学部教員の任用等に関する内規」、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園テニヤ（終身雇用保証）取得に関する内規」等を整備し人事管理は適切に行われている。

校地面積、運動場面積、校舎面積、各種施設設備、図書館等、短期大学設置基準を満たし充実している。また、備品等の管理も担当部署を決め適切に管理している。校

舎の管理や防犯対策、情報システムの管理及び情報セキュリティについては、体制が整備され適切に対応できている。施設設備等維持管理のための規程は整備されており、諸規程に基づき施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）の維持管理ができており適切である。

演習室や特別教室に映像音響機器、情報処理機器等を整備し、学内（教室、カフェテリア、ラウンジ等）で無線 LAN を使用してインターネットに接続できるよう整備している。

財的資源に関して、短期大学部門は資金収支・消費収支共に支出超過だが、学校法人全体では収入超過で、財政は健全に移行しつつ存続を可能とする財政が維持できている。貸借対照表の状況からも健全に推移しており問題はない。資産運用については、規程を整備し、安全な資産運用に心掛けている。計画的に設置してきた併設大学の新学部が完成年度を迎え、入学者の確保によって学生数が増加し学生生徒等納付金収入が大幅に伸び財政は健全に推移し、財政的には安定化に進んでいる。今後は日本私立学校振興・共済事業団の定量的な経営判断指標に基づき、学校法人全体及び設置校ごとの課題を点検し中長期計画を作成することが望まれる。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

当該短期大学を設置する学校法人の管理運営において、複数の事件により退職した元理事長がその後も引き続き関与していた問題について、改善は認められるものの、今般策定された改善計画を着実に推し進め、より一層の改善に取り組む必要がある。

なお、当該短期大学の入学等に関することについて、学校教育法施行規則、学則及び教授会規程どおりに実施されていなかった点については、機関別評価結果の判定までに対処し、その運営の改善に努めていることを確認した。

規程については順次整備が行われているが、改定後の規程の管理が悪く、規程集として保存しているものに、検討段階の規程が混在するなど適切でない点もあるので、規程の厳正な管理と保存が望まれる。

監事は、学校法人の業務と財産の状況について監査し、その状況について適宜理事会で意見報告を行っている。また、監査法人による外部監査を毎年度実施しており、監事はその監査結果を踏まえて監査報告書を作成して、理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は、理事定数の 2 倍を超える評議員で組織されている。理事長は、私立学校法第 42 条及び寄附行為に定める事項、特に予算、借入金、事業計画、寄附行為の変更等については、あらかじめ評議員会の意見を聞いている。

学校法人及び短期大学は、毎年度の事業計画と予算を、適切な時期に決定している。計算書類、財産目録等は、学校法人の経営状況及び財政状態を適正に表示している。資産及び資金は会計処理に基づいて記録し、管理運営が行われている。